

低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、児童扶養手当を受給しているなどの低所得のひとり親世帯に対し、新年度に向けた支出の増加等の影響を勘案し、特別給付金を支給します。

下記の支給要件を満たしている方が対象となります。該当すると思われる方はこども課または各支所で申請手続き(児童扶養手当受給者は申請不要)を行ってください。申請に必要な書類は市ホームページでダウンロードまたは窓口備え付けをご利用ください。個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください。

提出された申請書の内容を審査し、後日結果を通知し、該当者へ給付金を支給します。

1. 支給額

児童1人につき一律 **50,000円**

2. 支給対象者

- ①【児童扶養手当受給者】…「令和4年1月分の児童扶養手当を受給している方(養育者含む)」
- ②【年金受給者】…「公的年金給付等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受けていることにより、令和4年1月分の児童扶養手当が支給停止(不支給)となる方」
- ③【家計急変者】…「令和4年1月分の児童扶養手当が全部停止の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方」

3. 申請手続きおよび支給時期

「児童扶養手当受給者」について	
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請不要 ・ 児童扶養手当の登録金融機関口座に支給
支給時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年3月中旬以降順次支給 ・ 支給対象者には通知書等を送付します
「年金受給者」について	
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請要 ・ 令和2年1月から12月までの収入等が基準額未満の方が該当(※申立書に給与収入、年金収入、扶養人数等を記入の上、年間収入額が収入基準額を下回っている場合に該当) < 提出書類 > ・ 申請書(公的年金給付等受給者用) ・ 簡易な収入額(または所得額)の申立書(公的年金給付等受給者用) ・ 添付書類(本人確認書類の写し、口座を確認できる書類の写し、戸籍謄本、収入額等が分かる書類等)
申請期限	令和4年4月28日(木)まで
支給時期	申請受付後に審査の上、令和4年3月下旬以降順次支給
「家計急変者」について	
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請要 ・ 1年間の収入見込額(令和3年1月以降の任意の月の収入等(1か月)の12か月分で計算)が基準額未満の方が該当(※申立書に給与収入、年金収入、扶養人数等を記入の上、年間収入見込額が収入基準額を下回っている場合に該当) < 提出書類 > ・ 申請書(家計急変者用) ・ 簡易な収入見込額(または所得見込額)の申立書(家計急変者用) ・ 添付書類(本人確認書類の写し、口座を確認できる書類の写し、戸籍謄本、収入額等が分かる書類等)
申請期限	令和4年4月28日(木)まで
支給時期	申請受付後に審査の上、令和4年3月下旬以降順次支給

4. その他

- ・ 各給付金は1回限りの支給となります。
- ・ 給付金は期限までに申請いただき審査の上で対象となった方に支給となります(※申請いただいても該当とならない場合もありますのでご注意ください)。
- ・ 「年金受給者」「家計急変者」の申請時に必要な書類で、不明な点がある場合には、こども課までご相談ください。

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線137

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111